

道路法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一 道路法の一部改正

一 自動運行補助施設の設置

1 道路の附属物に、自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものを追加するものとすること。

（第二条関係）

2 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定めるものとし、道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならないものとすること。

（第四十五条の二関係）

3 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設の設置状況を道路管理者が都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、市町村である道路管理者から当該報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しなければならないものとすること。

（第七十六条関係）

4 道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として自動運行補助施設を追加するものとし、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設ける自動運行補助施設の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならないとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるものとすること。 （第三十二条及び第三十三条関係）

二 特定車両停留施設の設置

1 道路の附属物に、特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑

を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）を追加するものとすること。
（第二条関係）

2 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができますの車両の種類を指定するものとし、当該指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならないものとすること。

（第四十八条の三十関係）

3 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定めること。（第四十八条の三十一関係）

4 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならぬものとし、当該許可を受けようとすると者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留さ

せる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないものとすること。 （第四十八条の三十二関係）

5 道路管理者は、4の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならないものとすること。

- (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち2により指定した種類のものであること。
- (2) 当該許可の申請に係る事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

（第四十八条の三十三関係）

6 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないものとすること。 （第四十八条の三十四関係）

7 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができるものとし、停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例（国道にあつては、国土交通省

令)で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定車両停留施設の利用に
関し必要な事項を公示しなければならないものとすること。

(第四十八条の三十五及び第四十八条の三十六関係)

三 災害が発生した場合における国土交通大臣による代行制度の拡充

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づき、当該都道
府県又は市町村に代わって次に掲げる道路の管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用し
て実施することが適当であると認められるものに限る。）を自ら行うことができるものとすること。

- 1 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 2 都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

(第十七条及び第二十七条関係)

四 限度超過車両の通行可能経路に係る確認制度の創設

- 1 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受け
ることができるものとし、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国
に納めなければならないものとすること。

(第四十七条の四から第四十七条の九まで関係)

2 登録を受けた限度超過車両（以下「登録車両」という。）を通行させようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、通行可能経路の有無について、その確認を求めることができるものとし、確認の求めをしようとするとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとすること。

（第四十七条の十第一項、第二項及び第五項関係）

3 2の求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をするものとし、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をすることとすること。

（第四十七条の十第三項関係）

4 3の判定は、判定基準（登録車両の通行が当該登録車両に係る車両の幅等及び2の求めに係る出発地から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるものをいう。6及び11において同じ。）に基づき、これを行うものとすること。

（第四十七条の十第四項関係）

5 登録車両を3の回答の内容に従つて通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しないものとすること。
（第四十七条の十第八項関係）

6 國土交通大臣は、3の判定をするため、あらかじめ、道路管理者（國土交通大臣である道路管理者を除く。7及び8において同じ。）に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報として國土交通省令で定めるもの（以下「判定基準等」という。）の提供を受けることができるものとすること。

（第四十七条の十一第一項関係）

7 6の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を國土交通大臣に提供しなければならないものとすること。

（第四十七条の十一第二項関係）

8 國土交通大臣は、7によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る3の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないものとすること。

（第四十七条の十一第四項関係）

9 登録車両を3の回答の内容に従つて通行させる者は、当該登録車両ごとに当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間その他国土交

通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならないものとすること。

（第四十七条の十二第一項関係）

10 國土交通大臣は、1から9までの規定を施行するため必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、登録車両を3の回答の内容に従つて通行させる者に対し、9の記録その他必要な事項についての報告を求めることができるものとし、当該報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、國土交通省令で定める事項を通知しなければならないものとすること。

（第四十七条の十二第二項及び第三項関係）

11 國土交通大臣は、3の回答を迅速かつ適確に実施するため、登録事項及び判定基準等を記録し、並びに保存するデータベースを整備することができるものとし、当該データベースに記録された情報（判定基準その他國土交通省令で定めるものに限る。）をインターネットの利用その他の方法により公示するものとすること。

（第四十七条の十三関係）

12 道路管理者は、3の回答の内容に従わないで車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための

必要な措置をすることを命ずることができるものとすること。

(第四十七条の十四第一項関係)

五 歩行者利便増進道路の創設

1 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（4及び5において「歩行者利便増進施設等」という。）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができるものとし、指定市以外の市町村は、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようととする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができるものとすること。

(第四十八条の二十関係)

2 歩行者利便増進道路に係る道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩

行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならないものとすること。

（第四十八条の二十一関係）

3 都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものを都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合には、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができるものとすること。

（第四十八条の二十二関係）

4 2の技術的基準に適合する歩行者利便増進道路の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（5において「利便増進誘導区域」という。）内に設けられる歩行者利便増進施設等（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでな

ければならないとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるものとすること。

（第三十三条関係）

5 道路管理者は、利便増進誘導区域における道路の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路を占用する者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等について、公募によつて道路を占用する者を選定できるものとすること。

（第四十八条の二十三から第四十八条の二十九まで関係）

六 自動車駐車場等運営事業

1 道路管理者は、自動車駐車場等運営権を設定する場合には、道路法の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとすること。

（第四十八条の四十関係）

2 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（3及び4において「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権者から届け出られた利用料金が道路法の規定に違反すると認めるときは、自

自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができるものとすること。

（第四十八条の四十二第一項関係）

3 特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者から民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百十七号）第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、2の場合を除き、当該届出の内容を条例（国道にあっては、国土交通省令）で定める方法により公示しなければならないものとすること。

（第四十八条の四十二第二項関係）

4 自動車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為について必要な工事等の承認、道路の占用の許可については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなすものとすること。

（第四十八条の四十五関係）

七 指定登録確認機関

1 國土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、2の業務の実施等に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登

録確認機関として指定することができる。

(第四十八条の四十六関係)

2 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 3の事務を行うこと。

(2) 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(第四十八条の四十九関係)

3 國土交通大臣は、その指定をする者に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができるものとすること。

(1) 四の1の登録の実施に関する事務（登録の取消しに関する事務を除く。）

(2) 四の3の回答の実施に関する事務

(1) 四の7及び8の判定基準等の提供の受理並びに情報の提供に関する事務

(2) 四の10の報告の受理及び通知に関する事務

(3) 四の11のデータベースへの記録及び公表に関する事務

(4) 四の12のデータベースへの記録及び公表に関する事務

(第四十八条の五十関係)

八 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 道路整備特別措置法の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、第一の一の2の規定による公示、第一の一の4の規定による許可並びに第一の四の6の規定による協議等を行うものとすること。

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 国は、都道府県又は市町村が歩行者利便増進道路の区域において建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合又は道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて自動運行補助施設を設置しようとする者に対し自動運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができるものとすること。

(第一条、第四条及び第五条関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の三の改正規定は公布の日から、第一の四及び第一の七の改正規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第五条から第十一条関係)